（法第二百十八条第一項の令状への記名押印に代わる措置・法第二百十九条）

第百五十七条の四　法第二百十九条第三項第二号の裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置は、法第二百十八条第一項の令状が裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該令状の改変を防止するために必要な措置（同項の令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）とする。

（電磁的記録提供命令の令状の記載要件等・法第二百十九条）

第百五十七条の五　法第二百十八条の規定による電磁的記録提供命令の令状には、正当な理由がなく、同条第一項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、法第二百二十二条の二の規定により刑罰に処せられることがある旨をも記載し、又は記録しなければならない。この場合において、法第二百十八条第三項の許可をするときは、正当な理由がなく、同項の規定による命令に違反したときは、法第二百二十二条の二の規定により刑罰に処せられることがある旨をも記載し、又は記録しなければならない。

（令状を複写したものの消去等）

第百五十七条の六　検察官、検察事務官又は司法警察職員は、逮捕状又は法第二百十八条第一項の令状（これらが電磁的記録である場合に限る。）により逮捕、差押え、捜索、電磁的記録提供命令又は検証をした場合において、他に逮捕状（電磁的記録である逮捕状に代わるものの提供があつたときは、逮捕状及び逮捕状に代わるもの）又は同項の令状に記録された事項を印刷し、又は複写した書面又は電磁的記録があるときは、遅滞なく、これらを廃棄し、又は消去しなければならない。

（鑑定留置請求書の記載要件・法第二百二十四条）

第百五十八条の二　鑑定のためにする被疑者の留置の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～八　略］

九　書面による鑑定留置状の発付を求めるときは、その旨及びその事由

［2　略］

（鑑定留置状に代わるものの提供等請求書の記載要件・法第二百二十四条、第二百七条の二）

第百五十八条の三　［略］

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～四　略］

五　書面による鑑定留置状に代わるものの提供を求めるときは、その旨及びその事由

［3　略］

（鑑定留置状に代わるものの記載要件等・法第二百二十四条、第二百七条の二）

第百五十八条の四　法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項本文の鑑定留置状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

［一・二　略］

三　法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載し、又は記録した被疑事実の要旨

四　当該書面又は電磁的記録が法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定によるものである旨

［新設］

（電磁的記録提供命令の令状の記載要件・法第二百十九条）

第百五十七条の三　法第二百十八条の規定による電磁的記録提供命令の令状には、正当な理由がなく、同条第一項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、法第二百二十二条の二の規定により刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。この場合において、法第二百十八条第三項の許可をするときは、正当な理由がなく、同項の規定による命令に違反したときは、法第二百二十二条の二の規定により刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。

［新設］

（鑑定留置請求書の記載要件・法第二百二十四条）

第百五十八条の二　［同上］

［一～八　同上］

［新設］

［2　同上］

（鑑定留置状に代わるものの交付等請求書の記載要件・法第二百二十四条、第二百七条の二）

第百五十八条の三　［同上］

2　［同上］

［一～四　同上］

［新設］

［3　同上］

（鑑定留置状に代わるものの記載要件・法第二百二十四条、第二百七条の二）

第百五十八条の四　法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項本文の鑑定留置状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

［一・二　同上］

三　法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四　当該書面が法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定によるものである旨